

## 魚津市告示第43号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定納付受託者の氏名及び住所  
株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦  
大阪府大阪市北区大深町4番20号  
グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させる方法  
公的個人認証サービスを介したキャッシュレス決済にかかるクレジットカード払いによる収納